

一般競争入札による市有地売払いの流れ

一般競争入札とは、市が定めた予定価格（最低入札価格）以上かつ最も高い価格で、有効な入札を行った方を落札者として決定する方法です。

入札・開札	日 時	令和7年10月10日（金）
	受 付	午前9時00分から午前9時50分
入札開始 開 札	入札開始	午前10時00分から
	開 札	入札締切後直ちに開札
入札受付で必要書類を提出し、入札保証金を納付してください。 ※落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します。		



落札決定通知	入札終了後、落札者の方に「落札決定通知書」を交付します。 通知書は、入札終了後、概ね1週間程度で交付します。
--------	---



契約の締結 契約保証金の納付	○契約の締結 落札者は、落札決定通知を発した日を含む7日以内に契約を締結してください。 ※売買契約書（秋田市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。 ○契約保証金の納付 契約の締結後、速やかに秋田市の発行する納入通知書で契約保証金を納付してください。
-------------------	---



売買代金の納付	契約締結日を含む30日以内に残金を納付してください。 ※契約締結時に、売買代金の納入通知書を発行します。
---------	---



所有権移転登記	○所有権移転登記手続きは、売買代金の完納を確認後、秋田市が行います。 ※所有権移転に必要な登録免許税（収入印紙）は、落札者の負担となります。 ○登記完了後、関係書類をお渡しします。その際、受領書を提出していただき 手続き完了となります。
---------	---

※上記事項は、入札の流れを簡略化したものです。上記にない事項については、入札心得・物件調書・契約書（案）等の詳細を必ず確認してください。